令和７年度
市民税・府民税申告の手引き

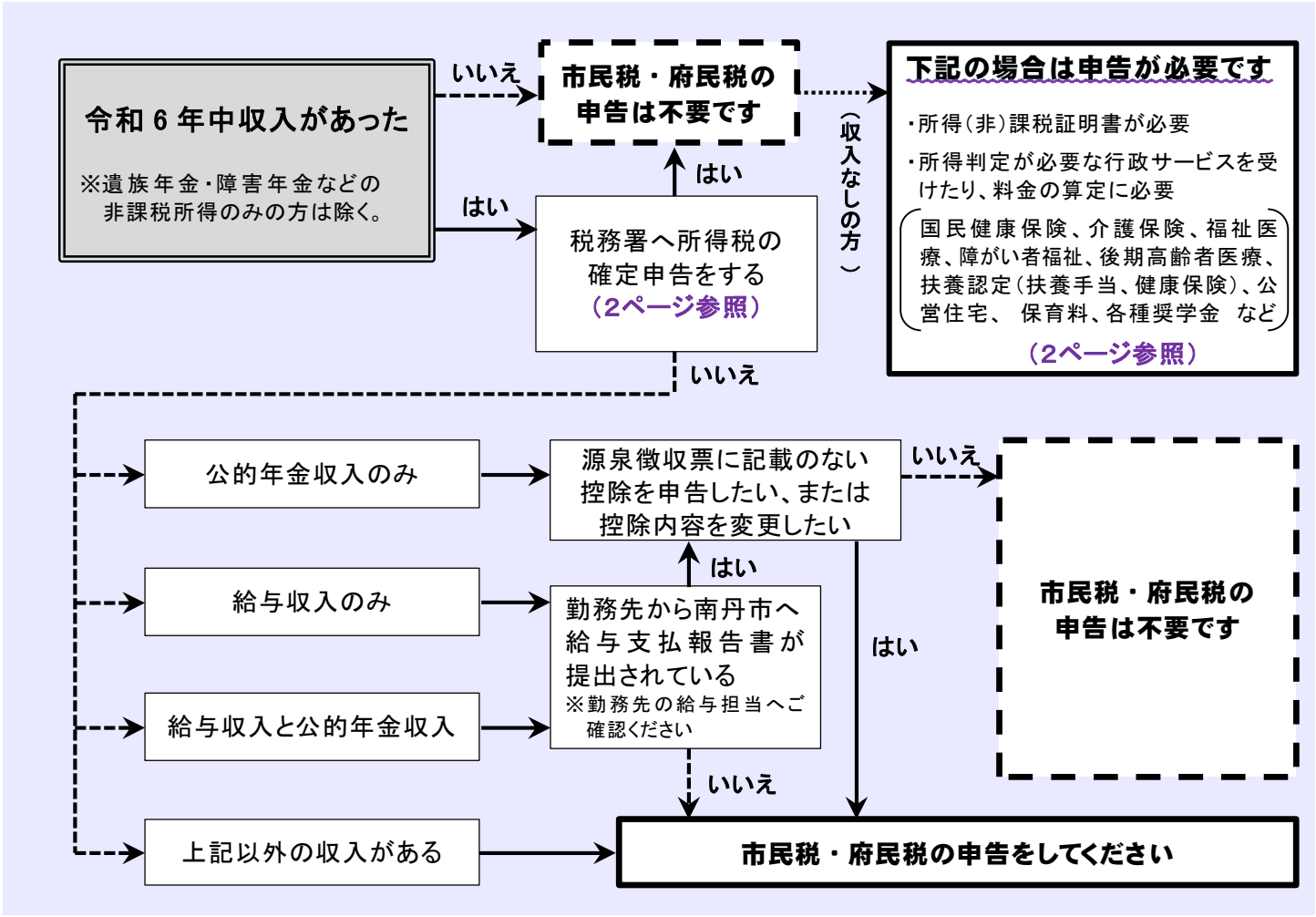
申告書の提出は
3月17日
までです

令和６年度の市民税・府民税申告をされた方に郵送しています。

以下の表を参考に、ご自身が市民税・府民税の申告を行う必要があるかご確認いただき、申告が必要な方は、この手引きを参考に申告書を作成し、ご提出ください。

郵送での提出にご協力ください。

※送付封筒の裏面に返信用にご利用いただける封筒を印刷しています。切り取ってご利用ください。



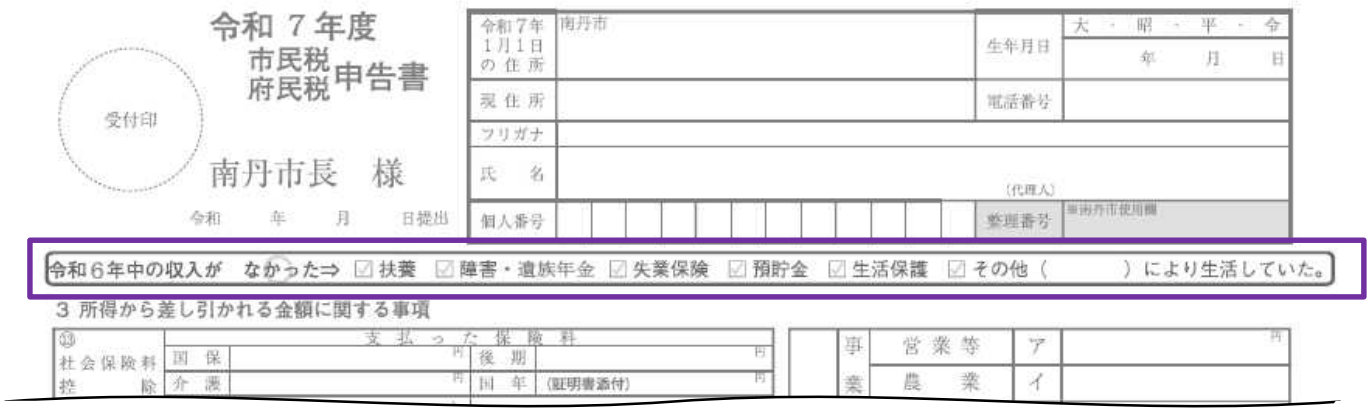
ーもくじー

○前年中に収入がなかった方の申告……2
○申告について……2
○収入・所得金額……3
○所得から差し引かれる金額……4～5
○参考資料……6～7

■提出先・お問い合わせ先■　南丹市役所　総務部税務課
〒622-8651　南丹市園部町小桜町47番地（中央庁舎）　電話 0771-68-0004（直通）

前年中に収入がなかった方の申告

収入のなかった方が申告される場合は、申告書表面上段の「なかった」に〇を囲み、生活状況について該当箇所に☑をしてください。


令和７年度
市民税
府民税申告書

受付印

南丹市長　様

令和　年　月　日提出

令和7年1月1日の住所	南丹市	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日
現住所		電話番号	
フリガナ			
氏名	（代理人）		
個人番号		整理番号	※南丹市使用欄

令和６年中の収入が　なかった⇒ ☑扶養 ☑障害・遺族年金 ☑失業保険 ☑預貯金 ☑生活保護 ☑その他（　　）により生活していた。

３ 所得から差し引かれる金額に関する事項

㉓ 社会保険料控除	支払った保険料 国保	円	後期	円	事業	営業等	ア
	介護	円	国年（証明書添付）	円		農業	イ

所得税の確定申告が必要な主な例

・公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円を超える方
・公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円以下で、それ以外の所得が 20 万円を超える方
・公的年金等から所得税が源泉徴収されており、医療費控除等により還付を受けたい方
・給与所得者で年末調整を受けていない方（年の中途で退職した方等）
・給与所得者で年末調整を受けているが、医療費控除等により所得税の還付を受けたい方
・複数の所得があり、所得税を納税する必要がある方

※所得税の確定申告をした方は市府民税申告を行ったものとみなされ、市府民税の控除額に置き換えて市府民税額を決定します。

＊詳しくは税務署へお問い合わせください。
園部税務署：☎0771-62-0340（代表）

国税庁確定申告書等作成コーナー

スマホやパソコンからいつでも申告書の作成ができ、そのまま送信または印刷して郵送できます。

申告に必要なもの

(1) 運転免許証などの本人確認書類
(2) 個人番号カードまたは有効な通知カード
(3) 前年中の収入、所得がわかるもの(源泉徴収票、支払調書、収支内訳書など)
(4) 所得控除に必要な証明書(社会保険料(国民年金保険料)、生命保険料、地震保険料など)
(5) 障害者控除を受ける方は、障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書など
(6) 医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書
(7) 寄附金控除を受ける方は、団体が発行した領収書など
(8) 所得税の還付を受ける方は、通帳など還付受取口座(本人名義)のわかるもの

収入･所得金額

◎事　業（営業等）　【製造業、販売業、飲食業、建設業、サービス業、外交員など】
（農　業）　【農産物の生産、家畜の飼育など】

表面「1 収入金額等 ア又はイ、2 所得金額①又は②」、裏面「7 事業・不動産所得に関する事項」を記入してください。

◎不動産　【アパートや駐車場の経営、線下補償料など】

表面「1 収入金額等 ウ、2 所得金額③」、裏面「7 事業・不動産所得に関する事項」を記入してください。

◎利　子　【公社債、預貯金の利子など】

表面「1 収入金額等 エ、2 所得金額④」を記入してください。
※国内で支払われる利子等で、所得税と合わせ 20.315%の源泉徴収をされるものについては、申告することができません。

◎配　当　【株式、出資金の配当、投資信託の収益の分配など】

表面「1 収入金額等 オ、2所得金額⑤」、裏面「8 配当所得に関する事項」を記入してください。
上場株式等の配当所得等については、配当金受取時に住民税分(5%)が徴収されておりますので、申告は原則不要です。申告する場合は、所得税の確定申告をして下さい。
※令和４年度税制改正により令和６年度の申告から所得税と市府民税の課税方式は一致させることになりました。

◎給　与　【給与、賃金、賞与】

表面「1 収入金額等 カ」に記入してください。源泉徴収票がない場合には、裏面「6 給与所得の内訳」を記入してください。

◎雑（公的年金等）　【国民年金、厚生年金、各種共済年金、恩給、企業年金など】
（業務）　【シルバー人材センター配分金、原稿料、講演料など】
（その他）　【個人年金（生命保険年金）など】

表面「1 収入金額等 キ～ケ」に記入してください。公的年金等以外の所得に関しては、表面「2所得金額⑧～⑨」、裏面「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」も記入してください。
※遺族年金や障害年金は非課税年金であるため収入金額には含めないでください。

◎総合譲渡　【ゴルフ会員権、自動車、書画、骨董品、貴金属など】

表面「1 収入金額等 コ～サ、2所得金額⑪」、裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に記入してください。資産の保有期間が 5 年以内のものは短期、5 年を超えるものは長期になります。特別控除額は合わせて原則 50 万円です。

◎一時　【生命保険契約に基づく一時金、競馬・競輪等の払戻金、賞金、懸賞当選金など】

表面「1 収入金額等 シ、2所得金額⑪」、裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に記入してください。特別控除額は原則 50 万円です。

所得から差し引かれる金額

※控除額の詳細は７ページをご覧ください。

<table>
<tr><td>社会保険料控除

⑬</td><td colspan="2">前年中に支払った国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金・厚生年金・介護保険・雇用保険・農業者年金などの保険料があるとき、支払った金額を記入します。

※親族が受け取る公的年金等から天引きされている社会保険料、本人名義以外の口座から引き落とされている社会保険料は、あなたの社会保険料控除の対象にはなりません。

【添付書類】　控除証明書（国民年金保険料と国民年金基金掛金のみ）</td></tr>
<tr><td>小規模企業共済等掛金控除

⑭</td><td colspan="2">前年中に小規模企業共済法に規定する共済契約掛金（旧第二種共済契約を除く）、確定拠出年金法に規定する年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度等の掛金があるとき、支払った金額を記入します。

【添付書類】　支払った掛金の額の証明書</td></tr>
<tr><td>生命保険料控除

⑮</td><td colspan="2">保険契約の区分ごとに前年中に支払った金額を記入します。
※保険契約の区分は生命保険会社などが発行する証明書に表示されています。

【添付書類】　生命保険会社などが発行した控除証明書</td></tr>
<tr><td>地震保険料控除

⑯</td><td colspan="2">保険契約の区分ごとに前年中に支払った金額を記入します。
※保険契約の区分は損害保険会社などが発行する証明書に表示されています。

【添付書類】　損害保険会社などが発行した控除証明書</td></tr>
<tr><td rowspan="3">寡婦控除
ひとり親控除
勤労学生控除

⑰～⑲</td><td>寡婦

⑰</td><td>①夫と離婚した後婚姻をしていない方で、次のすべてに該当するとき。
・子以外の扶養親族を有する方
・前年の合計所得金額が 500 万円以下の方
・住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がない方
②夫と死別した後婚姻をしていない方、又は夫の生死が明らかでない一定の方で、次のすべてに該当するとき。
・前年の合計所得金額が 500 万円以下の方
・住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がない方
※該当する理由に☑を入れてください。</td></tr>
<tr><td>ひとり親

⑱</td><td>現に婚姻をしていない方や配偶者の生死が明らかでない一定の方で、次のすべてに該当するとき。
・前年の合計所得金額が 48 万円以下の生計を一にする子（他の人の同一生計配偶者又は扶養親族となっている場合を除きます。）を有する方
・前年の合計所得金額が 500 万円以下の方
・住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がない方</td></tr>
<tr><td>勤労学生

⑲</td><td>前年の合計所得金額が 75 万円以下で、かつ自己の勤労に基づかない所得が 10 万円以下の勤労学生であるとき。
【提示書類】学校や法人から交付を受けた証明書</td></tr>
<tr><td>障害者控除

⑳</td><td colspan="2">あなたや扶養親族（配偶者含む）が障害者手帳等を持っているとき。
・特別障害者：身体障害者手帳（1 級または 2 級）、精神障害者保健福祉手帳（1 級）、療育手帳（A 判定）等の交付を受けた方や成年被後見人など
※該当する方の氏名・障害の程度等についてご記入ください。
【添付書類】障害者手帳、障害者控除対象者認定書など</td></tr>
</table>

	配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者 ㉑～㉒	あなたの前年の合計所得金額が 1,000 万円以下で、生計をーにする配偶者が下記の①または②に該当するとき。 ①前年の合計所得金額が 48 万円以下の場合（配偶者控除） ・老人配偶者：70 歳以上の方（昭和３０年１月１日以前生） ②前年の合計所得金額が 48 万円超 133 万円以下の場合（配偶者特別控除） あなたの前年の合計所得金額が 1,000 万円を超え、生計をーにする配偶者の前年の合計所得金額が 48 万円以下である場合は、「同一生計配偶者」に☑を入れてください。
	扶養控除 ㉓	あなたに16歳以上（平成21年1月1日以前生）の扶養親族（前年の合計所得金額が48万円以下）がいるとき。 ・一般扶養親族：16歳以上で下記（特定、老人、同居老人）以外の方 ・特定扶養親族：19歳以上23歳未満の方（平成１４年1月2日以後平成１８年1月1日以前生） ・老人扶養親族：70歳以上の方（昭和３０年1月1日以前生）
	１６歳未満の扶養親族 **（控除対象外）**	あなたに16歳未満（平成21年1月2日以後生）の扶養親族（前年の合計所得金額が48万円以下）がいるとき。
	別居の扶養親族がいる場合は、表面「同居・別居の区分」の「別居」を☑し、裏面「12 別居の扶養親族等に関する事項」を記入してください。 国外に配偶者、30 歳未満(平成７年１月２日以後生)または 70 歳以上（昭和３０年１月１日以前生）の扶養親族がいる場合は、裏面「12 別居の扶養親族等に関する事項」の「国外居住」の該当箇所に☑をしてください。 【添付書類】　送金関係書類 国外に 30 歳以上(平成７年１月１日以前生)70 歳未満（昭和３０年１月２日以後生）の扶養親族が、留学生、障害者、その居住者からその年における生活費または教育費にあてるための支払いを 38 万円以上受けている者である場合は、裏面「12 別居の扶養親族等に関する事項」の「国外居住」の該当箇所に☑をしてください。 【添付書類】　留学ビザ等相当書類、障害者手帳、障害者控除対象者認定書、送金関係書類でその送金金額が 38 万円以上であることを明らかにする書類	
	雑損控除 ㉖	前年中に災害や盗難、横領により、住宅や家財などに損害を受けたとき、損害額と保険金などで補填された金額などを記入します。 【添付書類】　罹災証明書、災害関連支出額の分かる領収書、保険金の補填額の分かる書類など ・災害関連支出：災害等に関連して住宅家財等の取壊し又は除去などのためにした支出
※「通常の医療費控除」と「医療費控除の特例」は、どちらかの選択になります。	**医療費控除** ㉗	前年中にあなたや生計をーにする親族のために支払った医療費がー定の金額以上あるとき、支払った金額と保険金などで補填された金額を記入します。 【添付書類】　医療費控除の明細書　※別紙「医療費控除の明細書の書き方」参照
	医療費控除の特例	あなたが健康の保持増進や疾病の予防への一定の取組を行っていて、あなたや生計をーにする親族のために特定一般用医薬品等を 12,000 円以上購入したとき、購入金額を記入します。 【添付書類】　セルフメディケーション税制の明細書

※寄附金控除の申告については裏面「１４寄附金に関する事項」にご記入ください。控除証明書等の添付が必要です。

参考資料

市民税・府民税が課税されない人

※1 合計所得金額…すべての所得を合計した額
※2 総所得金額等…合計所得金額から純損失・雑損失の繰越控除をした後の金額

○均等割・所得割どちらも課税されない人（住民税非課税）

・賦課期日（令和７年１月１日）現在、生活保護法による生活扶助を受けている人
・賦課期日現在、障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額（※1）が 135 万円以下の人
・前年の合計所得金額（※1）が、以下の計算により求めた金額以下の人
　28 万円×(同一生計配偶者＋扶養親族の数＋１)＋10 万円＋16 万８千円(同一生計配偶者・扶養親族がいる場合)

○所得割が課税されない人

・前年の総所得金額等（※2）が、以下の計算により求めた金額以下の人
　35 万円×(同一生計配偶者＋扶養親族の数＋１)＋10 万円＋32 万円(同一生計配偶者・扶養親族がいる場合)

◆均等割非課税早見表

扶養人数	所得金額	給与収入換算
0	380,000 円以下	930,000 円以下
1	828,000 円以下	1,378,000 円以下
2	1,108,000 円以下	1,684,000 円未満
3	1,388,000 円以下	2,100,000 円未満

◆所得割非課税早見表

扶養人数	所得金額	給与収入換算
0	450,000 円以下	1,000,000 円以下
1	1,120,000 円以下	1,704,000 円未満
2	1,470,000 円以下	2,216,000 円未満
3	1,820,000 円以下	2,716,000 円未満

年税額（市民税・府民税・森林環境税）の算出方法

（給与・公的年金の所得 － 事業等の収入－必要経費 － 所得控除）＝課税所得金額（1,000円未満切捨）

課税所得金額 ×（市民税 6% － 税額控除 ＝ 市民税所得割 ＋ 市民税均等割 3,000円）
課税所得金額 ×（府民税 4% － 税額控除 ＝ 府民税所得割 ＋ 府民税均等割 1,600円）（100円未満切捨）
※府民税均等割 1,600円 豊かな森を育てる府民税 600円を含む

＋（国税）森林環境税 1,000円
※令和6年度から市府民税均等割額と併せて徴収されます

＝ 年税額

給与所得金額（給与所得控除後の金額）の算出のしかた

【令和２年分(令和３年度)以降用】

給与の収入金額の合計額			給与所得金額
0 円	～	550,999 円	0円
551,000 円	～	1,618,999 円	収入金額 － 550,000 円
1,619,000 円	～	1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円	～	1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円	～	1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円	～	1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 円	～	1,799,999 円	(A) × 2.4 ＋ 100,000 円
1,800,000 円	～	3,599,999 円	(A) × 2.8 － 80,000 円
3,600,000 円	～	6,599,999 円	(A) × 3.2 － 440,000 円
6,600,000 円	～	8,499,999 円	収入金額 × 0.9 － 1,100,000 円
8,500,000 円	～		収入金額 － 1,950,000 円

※A は給与収入金額の合計額を４で割り、1,000 円未満を切り捨てた金額
※給与の収入金額が 850 万円を超え、かつ一定の要件に該当する場合は、所得金額調整控除が差し引かれます。
　また、公的年金所得もある方は、給与所得から 10 万円を限度に控除できます。

公的年金等の所得金額の算出のしかた

【令和２年分(令和３年度)以降用】

	公的年金等の収入金額の合計額 (A)			公的年金等の雑所得金額
65歳未満	0円	～	600,000 円	0 円
	600,001 円	～	1,299,999 円	(A) － 600,000 円
	1,300,000 円	～	4,099,999 円	(A) × 75% － 275,000 円
	4,100,000 円	～	7,699,999 円	(A) × 85% － 685,000 円
	7,700,000 円	～	9,999,999 円	(A) × 95% － 1,455,000 円
	10,000,000 円	～		(A) － 1,955,000 円
65歳以上	0円	～	1,100,000 円	0 円
	1,100,001 円	～	3,299,999 円	(A) － 1,100,000 円
	3,300,000 円	～	4,099,999 円	(A) × 75% － 275,000 円
	4,100,000 円	～	7,699,999 円	(A) × 85% － 685,000 円
	7,700,000 円	～	9,999,999 円	(A) × 95% － 1,455,000 円
	10,000,000 円	～		(A) － 1,955,000 円

※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円以下の場合の速算表

所得控除一覧

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5 万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	医療費の実質負担額－(10 万円と総所得金額等の 5%のいずれか低い金額) (限度額 200 万円) ※セルフメディケーション税制の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1 万 2 千円(限度額 8 万 8 千円)
社会保険料控除等	支払金額

生命保険料控除		支払金額	控除額
	新契約	12,000 円以下のとき	全額
		12,000 円超 32,000 円以下のとき	支払金額の 1/2＋6,000 円
		32,000 円超 56,000 円以下のとき	支払金額の 1/4＋14,000 円
		56,000 円超のとき	28,000 円
	旧契約	15,000 円以下のとき	全額
		15,000 円超 40,000 円以下のとき	支払金額の 1/2＋7,500 円
		40,000 円超 70,000 円以下のとき	支払金額の 1/4＋17,500 円
		70,000 円超のとき	35,000 円
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額 70,000 円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額 28,000 円)		

地震保険料控除		支払金額	控除額
	保険料 地震	50,000 円以下のとき	支払金額の 1/2
		50,000 円超のとき	25,000 円
	契約 旧長期	5,000 円以下のとき	全額
		5,000 円超 15,000 円以下のとき	支払金額の 1/2＋2,500 円
		15,000 円超のとき	10,000 円
	地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は 25,000 円		

配偶者控除	納税者本人の所得金額	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
	一般	33 万円	22 万円	11 万円
	老人(S30.1.1 以前生)	38 万円	26 万円	13 万円

配偶者特別控除	所得金額	控除額		
	48 万円超 95 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
	95 万円超 100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
	100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
	105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
	110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
	115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
	120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
	125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
	130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円

障害者控除	26 万円	扶養控除	一般	33 万円
(特別障害者)	30 万円		老人	38 万円
(同居特別障害者)	53 万円			
寡婦控除	26 万円		特定	45 万円
ひとり親控除	30 万円		同居老親等	45 万円
勤労学生控除	26 万円			

基礎控除	納税者本人の所得金額	
	2,400 万円以下	43 万円
	2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円
	2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円

調整控除	合計課税所得金額	調整控除額の算出方法
	200 万円以下	次の①、②のいずれか少ない金額の 5% (市民税 3%、府民税 2%) ①所得税と住民税の人的控除の差の合計額 ②住民税の合計課税所得金額
	200 万円超	{所得税と住民税の人的控除の差の合計額－(住民税の合計課税所得金額－200 万円)} ×5%(市民税 3%、府民税 2%) ただし、上記計算の{ }の金額が 5 万円以下の場合は 5 万円×5%とする。

※ただし、合計所得金額が 2,500 万円超の場合は適用外

(所得税と住民税の人的控除の差)

控除の種類		金額	控除の種類		金額		
基礎控除		5 万円	納税者本人の所得金額		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
障害者控除	普通	1 万円					
	特別	10 万円	配偶者控除	一般	5 万円	4 万円	2 万円
	同居特別	22 万円		老人	10 万円	6 万円	3 万円
寡婦控除		1 万円	特別配偶者控除	48 万円超 50 万円未満	5 万円	4 万円	2 万円
ひとり親控除	父	1 万円		50 万円以上 55 万円未満	3 万円	2 万円	1 万円
	母	5 万円					
勤労学生控除		1 万円	扶養控除	一般	5 万円	老人	10 万円
				特定	18 万円	同居老親等	13 万円

住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成 21 年から令和 7 年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の 100 分の 5 に相当する金額(97,500 円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成 26 年から令和 3 年まで(地方税法附則第 61 条の規定の適用がある場合は令和 4 年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100 分の 5」を「100 分の 7」と、「97,500 円」を「136,500 円」として計算した金額

① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成 19 年若しくは平成 20 年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)

② 前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)

市民税	3/5	府民税	2/5

	市民税	府民税
配当割又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(寄附金の合計額が総所得金額の合計額の 30%を超える場合には当該 30%に相当する金額)が 2 千円を超える場合には、その超える金額の府民税は 4%、市民税は 6%に相当する金額

① 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金
② 京都府の共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
③ 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として京都府又は南丹市の条例で定めるもの
④ 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として京都府の条例で定めるもの

ただし、①のうち、特例控除の対象となる寄附金が 2 千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は 5 分の 3、府民税は 5 分の 2 に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の 20%に相当する金額を超えるときは、その 20%に相当する金額)

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0 円以上 195 万円以下	84.895%
195 万円超 330 万円以下	79.79%
330 万円超 695 万円以下	69.58%
695 万円超 900 万円以下	66.517%
900 万円超 1,800 万円以下	56.307%
1,800 万円超 4,000 万円以下	49.16%
4,000 万円超	44.055%
0 円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0 円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

税額控除一覧

配当控除	種類＼課税所得金額	1,000 万円以下の部分		1,000 万円超の部分	
		市民税	府民税	市民税	府民税
	利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
	外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%